

三浦市みどりの基本計画改定業務委託仕様書

第 1 章 総 則

(適用)

第1条 本仕様書は、三浦市長（以下「発注者」という。）が、受託者（以下「受注者」という。）に業務委託する「三浦市みどりの基本計画改定業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、みどりの保全と創出を計画的に推進することを目的として平成20年3月に計画を全面改定した「三浦市みどりの基本計画」について、本市のみどりの現況を把握するとともに、社会情勢の変化や、現行の法制度及び市民の要望の変化等に対応し、実現可能で市民に分かりやすい計画とするための資料及び図書等、みどりの基本計画改定のための精度の高い素案を作成することを目的とする。

(関係法令等)

第3条 本業務実施にあたり、本仕様書のほか、下記の関係法令（通達等を含む）を遵守するものとする。

- (1) 都市緑地法
- (2) 都市緑地法運用指針（国土交通省）
- (3) 令和3年改訂版 緑の基本計画ハンドブック（日本公園緑地協会）
- (4) 生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- (5) 三浦市契約規則（昭和40年三浦市規則第13号）
- (6) その他関係法令等

(通則)

第4条 受注者は本業務の契約締結後、速やかに発注者と十分な打合せを行い、業務実施計画書を作成し、発注者に提出して承認を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、本業務の履行にあたって、本業務の目的及び内容を十分に理解したうえで施行するものとする。

(報告義務)

第5条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に業務の進捗状況について、説明や報告を求めることができる。

(実施体制)

第6条 受注者は、発注者の意図及び目的を理解したうえで、本業務を円滑かつ確実に実行するため、十分な実務経験者を配置し適切な実施体制を整えなければならない。

2 本業務に配置する技術者については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用契約を結んでいることを要件とし、契約時に保険証等の雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）を提出する。

3 本業務は本市のみどりの保全・創出を計画的に実現する最も重要な計画であるため、管理技術者は、

神奈川県内の地方公共団体が発注したみどりの基本計画策定または改定業務において管理技術者として従事した実績を有する者とする。加えて、技術士（建設部門：都市及び地方計画又は総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）並びに一般社団法人都市計画コンサルタント協会の認定する「認定都市プランナー」を有する者とする。

4 照査技術者は神奈川県内の地方公共団体が発注したみどりの基本計画策定または改定業務において照査技術者として従事した実績を有する者とする。加えて、作業全体にわたって精査を行える技術を備えている必要があるため、公益社団法人日本測量協会が認定する「空間情報総括監理技術者」並びに技術士（建設部門：都市及び地方計画又は、総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）の有資格者であることとし、それぞれの資格を有する者を2名配置することも差し支えない。ただし、管理技術者と照査技術者を兼務することは認めない。

5 受注者は、各項の資格証の写し及び業務実績を証明する書類（業務経歴書等）を業務着手時に発注者に提出するものとする。

また、発注者は、管理技術者及び直接業務に従事する技術者が業務遂行上、不相当と認められる時は、受注者に対してその変更を求めることができる。

（契約不適合責任）

第7条 成果品の引き渡し後、契約内容に適さない不備及び不良箇所が発見された場合は、受注者は発注者の指示により、修正及び補足を行う。

なお、これに係る経費は受注者の負担とする。

（貸与資料）

第8条 本業務の実施にあたり、発注者は受注者に以下の資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の受領時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等のないよう厳重な管理を行うものとする。特に、個人情報及びそれに準じた情報資産を含むデータの受け渡しを行う場合は、媒体を使用せず、データを暗号化した上で、LGWAN等の回線を使用して受け渡しすることを基本とする。

また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとともに複製したデータの消去を行うものとする。

なお、発注者が所有していない資料については発注者と受注者で収集方法を協議し、受注者で収集が可能なものについては受注者が収集を行うものとする。

- （1）三浦しみどりの基本計画データ
- （2）第10回及び第11回度都市計画基礎調査データ
- （3）航空写真画像データ（TIFF、JPEG、位置情報データ含む 令和5年度撮影成果）
- （4）その他、本業務実施にあたり必要であると発注者が認めた図書及び資料

（デジタルデータの取扱い）

第9条 受注者は業務遂行上、取得及び作成したデジタルデータの取扱いについては、受注者の情報管理のもと適正に行わなければならない。また、取得及び作成したデジタルデータは、業務完了後、速やかに消去しなければならない。

（情報保護及び品質の確保等）

第10条 受注者は貸与を受けた資料等を、複写、複製及び第三者に提供してはならない。

2 受注者は本業務で知り得た情報は、在職中とはもとより、退職後といえども第三者に漏らしてはなら

ない。万一、事故が発生した場合は、全て受注者の責任において解決するものとし、その事実を遅滞なく正確に発注者へ報告しなければならない。

3 受注者は、品質の保持ならびに環境の保護、情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から、以下の公的資格を取得していなければならない。

- (1) 品質マネジメントシステム (ISO9001=JIS Q 9001)
- (2) 環境マネジメントシステム (JIS Q 14001)
- (3) 情報技術サービスマネジメントシステム (JIS Q 20000-1)
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS : JIS Q 27001)
- (5) プライバシーマーク (JIS Q 15001)

(成果品の帰属)

第11条 本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を受けずに第三者に公表、貸与又は譲渡してはならない。

(受注者の責務)

第12条 本業務の遂行中に生じた諸事故又は第三者に与えた損害については、すべて受注者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに発注者へ報告するものとする。

(疑義)

第13条 本仕様書に定めるもののほか、本業務に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議のうえ定めるものとする。

(工期及び納入場所)

第14条 本業務の履行期限及び期間、また中間報告としての資料等の提出時期について以下に示すとおりとする。

- (1) 令和6年度(中間報告)納入期日:令和7年3月31日
- (2) 令和7年度(本業務)納入期日:令和8年3月31日
- (3) 納入場所:三浦市 都市環境部 環境課

第 2 章 業 務 概 要

(業務概要)

第15条 本業務の概要は次のとおりとする。

【令和6年度業務】

1. 計画準備
2. みどりの現況調査等
 - (1) 計画の基本的事項
 - (2) 地理的条件および社会的条件の概要
 - (3) みどりと自然環境の調査
 - ①緑被現況調査
 - ②緑地現況調査
 - ③緑化推進と自然保護の状況調査

- ④市民意向調査
- 3. 計画改定の視点
 - (1) 現行計画の振り返り
 - (2) 計画改定の視点
- 4. みどりの基本構想の改定
 - (1) 基本理念
 - (2) 緑地の保全および緑化の目標
 - (3) みどりの将来構造
 - (4) 計画と施策の体系
- 5. 中間報告書作成

【令和7年度業務】

- 1. みどりの配置・整備方針の改定
 - (1) 三浦市の生態系評価
 - (2) 緑地の系統別配置方針
 - (3) みどりの保全および整備の基本的考え方
 - (4) 施設緑地の整備方針
 - (5) 地域制緑地の指定方針
 - (6) 都市緑化の推進方針
- 2. みどりづくり施策の改定
 - (1) 海と大地のみどりを守る
 - (2) 街の緑化を推進する
 - (3) 人がみんなで取り組む
- 3. みどりづくりを重点的に進める地区の施策方針の改定
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 重点的取り組み(みどりの保全・緑化推進・道路緑化)
- 4. 具体化への取り組みの改定
 - (1) 具体化への取り組み(役割分担、整備プログラム、評価と見直し)
- 5. 計画案とりまとめ
 - (1) 計画案とりまとめ及びパブリックコメント支援
 - (2) 計画書、概要版の作成と印刷製本

【令和6年及び令和7年度共通事項】

- 1. 打合せ協議
- 2. 緑の審議会

第 3 章 業 務 内 容

【令和6年度業務】

(計画準備)

第16条 本業務の目的を十分把握し、合理的かつ能率的に作業を遂行するため、工程計画や実施体制等

を含む実施計画書を作成する。

(計画の基本的事項)

第17条 計画の策定にあたり基本となる事項について整理する。

(地理的条件および社会的条件の概要)

第18条 本作業は、計画の改定にあたり、三浦市の地理的条件および社会的条件の概要を整理するものとする。

(みどりと自然環境の調査)

第19条 本作業は、みどりと自然環境を把握するため、緑被現況調査及び緑地現況調査等を実施するものとする。

(1) 緑被現況調査

緑被現況調査は第11回都市計画基礎調査データ(以下「最新基礎調査データ」という)をもとに、地理情報システム(以下「GIS」という。)を活用し、数値化ポリゴン図形をとりまとめるものとする。図形データは後続の集計作業が効率的に行われるよう緑被区分等の属性データを格納したシェープファイルとして作成する。

① 緑被抽出基準

最新基礎調査データの土地利用現況図で緑被に関連するポリゴンが作成されているものは原則全て抽出する。

② 緑被区分

緑被区分については、東京都緑被率調査マニュアルで定める一般的な緑被区分に準拠したものとし、下記の区分により土地利用現況図より抽出し、緑被現況シェープファイルとして取りまとめる。

- i. 樹林地…平坦地山林、傾斜地山林
- ii. 草地・自然地…荒地・海浜・河川敷
- iii. 農地…田、畑、耕作放棄地
- iv. 水面…河川・水面・水路
- v. 公園等…公共空地(緑被面積は実態に応じて計上)

③ 保全候補地データの作成

保全候補地データとして、一定面積以上の緑被地を抽出し、緑地保全の優先度の高い対象地を明らかにする。抽出対象とする面積については発注者、受注者協議の上、決定する。

④ 緑被現況図及びGISデータ作成

作成した緑被現況シェープファイルを基に、都市計画基本図を背景とした緑被現況図を作成するとともに、閲覧用GISデータとして取りまとめる。なお、閲覧用GISはオープンGISであるQGISを使用するものとし、プロジェクトファイルを作成する。

⑤ 緑被面積集計

緑被現況シェープファイルより、GISを活用して緑被区分・区域区分別に緑被面積、緑被率を集計し、区域区分別集計表として取りまとめるものとする。

(2) 緑地現況調査

現行計画の公園・緑地の数値を基本に、その後の経年変化を修正し、施設緑地(都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地)及び地域制緑地の情報を最新のものに更新し、緑地現況調査に取りまとめ、将来の目標数値の積み上げ根拠として整理するものとする。調査にあたっては、都市計画基礎調査の成果も援用するものとする。

本作業の実施にあたっては、作業手法について発注者と受注者で綿密な協議を行い、緑地に関する庁内資料収集や、緑地の経年変化の確認等については発注者が主体となって行うとともに、

GISデータの作成などにおいて受注者はこれを支援するものとする。

①緑地現況データ収集

現行計画を基に、最新の緑地現況データを収集する。現行計画の区分に従い、施設緑地（都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地）及び地域制緑地として区分する。なお、緑地間の重複についても、現行計画を基本に見直しを行うものとする。

②基準時点

基準時点は、令和6年3月を基本に、発注者と受注者の協議の上、決定する。

③緑地現況図及びGISデータ作成

緑地データについては、GISを活用してシェープファイルで作成し、都市計画基本図を背景とした緑地現況図を作成するとともに、閲覧用GISデータとして取りまとめる。なお、閲覧用GISはオープンGISであるQGISを使用するものとし、プロジェクトファイルを作成する。

④公園・緑地現況調書作成

収集した公園・緑地現況情報を基に、公園・緑地区別に個々の公園・緑地の名称、区分、面積等の調書を作成する。

⑤公園・緑地集計総括表

三浦市全体の公園・緑地区別の面積、一人当たりの面積等の指標を整理した総括表を作成する。

(3) 緑化推進と自然保護の状況

三浦市内における緑化推進や自然保護に係る市民活動の状況について、庁内資料を元に取りまとめる。

(4) 市民意向調査（資料の取りまとめ）

市民意向調査結果に係る庁内資料より、みどりの保全や緑化の推進に関する事項を取りまとめる。

(計画改定の視点)

第20条 現行計画を見直すため、前条までで得られた情報をもとに、発注者と受注者の協議の上、計画改定の視点を検討する。

(1) 現行計画の振り返り

前条の調査結果及び庁内ヒアリング等により、以下の項目について現行計画の振り返りを実施する。

①計画の達成状況の評価

現行計画の数値目標と公園・緑地の現況値を比較し、緑地の保全および緑化に係る数値目標の達成状況について整理する。

②施策の実施状況評価

施策を展開したヒアリングシートをもとに、発注者より関係各課に対してヒアリング調査を実施し、現行みどりの基本計画に掲げる事業の進捗状況や、今後のみどりに関する新規事業の情報等を収集し、これをもとに現行計画に対する施策の進捗状況や課題等について緑政上の視点からの政策評価を実施し、見直し後の計画で取り組むべき施策の方向性を明らかにする。とりまとめ方法等については発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

③計画策定に向けた課題の整理

ここまでの調査、検討を踏まえ計画策定に向けた課題を整理する。

(2) 計画改定の視点

① 計画改定の視点

現行計画は平成20年3月に策定され、間もなく目標年次の平成37年(令和7年)に到達することから、計画の継続性を踏まえつつ、「まちづくりGX」の実現に向けた国の取り組みと新たな緑地保全に係る事業等の創設、アフターコロナ・ウィズコロナを経た市民意識の変化、「みどりと自然環境の調査」結果、計画策定後に実施された近郊緑地特別保全地区指定と風致地区の見直し、総合計画、景観計画、都市計画マスタープラン等の上位・関連計画との整合性を踏まえ、三浦市らしさのある計画となるよう計画改定の視点を検討する。

② 計画書の構成・内容

計画書の構成・内容については、現行計画を概ね踏襲しつつ、計画改定の視点を踏まえ、構成・内容とも必要に応じて見直しを図るものとする。

(みどりの基本構想の改定)

第21条 現行計画を基本に、「計画改定の視点」及び総合計画、景観計画、都市計画マスタープラン等上位・関連計画との整合性を図りながら、三浦市の実情や「まちづくりGX」等近年の社会情勢等に即し、以下の項目について、発注者と受注者の協議及び緑の審議会等の審議のもと、みどりの基本構想を改定するものとする。

- (1) 基本理念
- (2) 緑地の保全および緑化の目標
- (3) みどりの将来構造
- (4) 計画と施策の体系

(中間報告書作成)

第22条 ここまでの検討結果について、成果品電子媒体とともに令和6年度の中間報告書としてとりまとめる。

【令和7年度業務】

(みどりの配置・整備方針の改定)

第23条 現行計画を基本に、「みどりの基本構想の改定」を踏まえ、みどりの配置・整備方針を改定するものとする。

- (1) 三浦市の生態系評価
- (2) 緑地の系統別配置方針
- (3) みどりの保全および整備の基本的考え方
- (4) 施設緑地の整備方針
- (5) 地域制緑地の指定方針
- (6) 都市緑化の推進方針

(みどりづくり施策の改定)

第24条 現行計画を基本に、「みどりの基本構想の改定」及び「みどりの配置・整備方針の改定」を踏

まえるとともに、「現行計画の振り返り」による施策の実施状況評価を考慮しながら、以下の項目について、必要な改定を行うものとする。

- (1) 海と大地のみどりを守る
- (2) 街の緑化を推進する
- (3) 人がみんなで取り組む

(みどりづくりを重点的に進める地区の施策方針の改定)

第25条 現行計画を基本に、「みどりの基本構想の改定」、「みどりの配置・整備方針の改定」、「三浦市のみどりづくり施策の改定」及び近郊緑地特別保全地区の指定等その後の事業の進捗や緑地や緑化の経年変化等を踏まえ、以下の項目について、必要な改定を行うものとする。

- (1) 基本的考え方
- (2) 重点的取り組み（緑の保全・緑化推進・道路の緑化）

(具体化への取り組みの改定)

第26条 ここまでの内容を踏まえつつ、有効な計画の進行管理体制、定期的な計画の見直し等、計画の実効性を確保するよう、具体化への取り組みの改定を行うものとする。

- (1) 具体化への取り組み（役割分担、整備プログラム、評価と見直し）

(計画案とりまとめとパブリックコメント支援)

第27条 みどりの基本計画の見直しの検討結果より計画案をまとめ、パブリックコメントを実施する。発注者は、パブリックコメントで提出された市民意見の集約及び市の考え方の検討を実施し、受注者は、パブリックコメント等に用いる計画案のとりまとめ及び市の考え方について助言等によりこれを支援する。

(計画書、概要版の作成と印刷製本)

第28条 ここまでの検討結果を踏まえ、受注者はみどりの基本計画書、業務報告書等を取りまとめるものとする。

- (1) 計画書案作成

パブリックコメント等における市民意見を踏まえ、発注者と受注者の協議及び、緑の審議会の答申を受け、計画書案を取りまとめる。

- (2) みどりの基本計画改定版作成

作成した計画書案は、最終校正、発注者の最終確認後、「（仮称）三浦市みどりの基本計画改定版」を作成するものとし、簡易印刷製本を行う。

- (3) みどりの基本計画改定版作成

計画書の内容をA4版8ページ程度に整理した概要版を作成するものとし、簡易印刷製本を行う。

- (4) 公開用PDF作成

計画書及び概要版については、インターネットで全文を公開するため、セキュリティ対策を施したPDF形式のファイルを作成するものとする。

- (5) 業務報告書作成

令和7年度の検討結果について、成果品電子媒体とともに業務報告書として取りまとめる。

【令和6年及び令和7年度共通事項】

(打合せ協議)

第29条 本業務の打合せ協議は、業務着手時、中間、成果納品時を基本に、必要に応じて協議するものとする。また、WEB会議等の手法についても積極的に活用し、綿密な調整を図るものとする。いずれの場合も、協議内容は、「打合せ協議記録簿」を作成し発注者の承認を得るものとする。

(緑の審議会)

第30条 緑の審議会は、令和6年度2回、令和7年度3回実施する。会議の開催・運営は発注者が主体的に実施するものとし、受注者は資料の作成を支援するほか、令和7年の審議会について1回出席を行うものとする。

第 4 章 成 果 品

(成果品)

第31条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

【令和6年度成果品】

- (1) 緑被現況図及び調書(Excel、PDFデータ、shapeデータ、QGISデータ)…………… 1式
- (2) 公園・緑地現況図及び調書(Excel、PDFデータ、shapeデータ、QGISデータ)… 1式
- (3) 緑の審議会資料…………… 1式
- (4) 中間報告書(令和6年度の資料及び成果電子媒体を格納)…………… 1式
- (5) 成果電子媒体(上記(1)～(4)のデータを格納・DVD等)…………… 1式

【令和7年度成果品】

- (1) 三浦市みどりの基本計画書 改定版(簡易製本)…………… 40部
- (2) 三浦市みどりの基本計画書 概要版(簡易製本)…………… 40部
- (3) 緑の審議会資料…………… 1式
- (4) 業務報告書(令和7年度の資料及び成果電子媒体を格納)…………… 1式
- (5) 成果電子媒体(上記(1)～(4)のデータを格納・DVD等)…………… 1式